

平成 25 年度

「人権・同和問題」に関する
市民意識調査報告書
(概要版)

平成 26 年(2014 年) 3 月

草 津 市

目 次

はじめに	1
1. 市民の差別に対する考え方の変化	2
2. さまざまな人権問題に対する市民の意識	3
3. 市民が経験した人権侵害の実態	9
4. 市民の人権問題に対する関心と学習姿勢	10

はじめに

1) 調査の目的

草津市では、平成8年（1996年）7月に「草津市人権擁護に関する条例」を制定し、誰もが明るく住みよいまちづくりをめざして、人権・同和問題に関する教育、啓発活動を実施しています。

この調査は、今後の人権教育、啓発活動の基礎資料として活用することを目的とし、昭和58年（1983年）以降、5年ごとに実施しているもので、今回が7回目の実施となります。

2) 調査の実施状況

- 調査対象者 平成25年10月1日現在における本市在住の満20歳以上の男女3,157人
- 標本抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- 調査方法 郵送配付・回収、無記名方式。はがきによる礼状兼依頼状を1回配付
- 調査時期 平成25年10月10日～10月31日

3) 調査票の配付・回答状況、回答者の主な属性

- 実配付件数 3,134件（対象者の転居や宛先不明により配付できなかった件数：23件）
- 有効回答数 1,369件（有効回答率：43.7%）
- 回答者の属性

【性別】

	回答数	構成比
男性	642	46.9%
女性	683	49.9%
無回答	44	3.2%
合計	1,369	100.0%

【小学校区】

	回答数	構成比
志津小学校区	94	6.9%
志津南小学校区	53	3.9%
草津小学校区	116	8.5%
草津第二小学校区	104	7.6%
渋川小学校区	72	5.3%
矢倉小学校区	103	7.5%
老上小学校区	150	11.0%
玉川小学校区	100	7.3%
南笠東小学校区	68	5.0%
山田小学校区	83	6.1%
笠縫小学校区	115	8.4%
笠縫東小学校区	99	7.2%
常盤小学校区	50	3.7%
無回答・小学校区不明	162	11.8%
合計	1,369	100.0%

【年齢】

	回答数	構成比
20歳代	112	8.2%
30歳代	232	16.9%
40歳代	238	17.4%
50歳代	216	15.8%
60歳代	300	21.9%
70歳以上	227	16.6%
無回答	44	3.2%
合計	1,369	100.0%

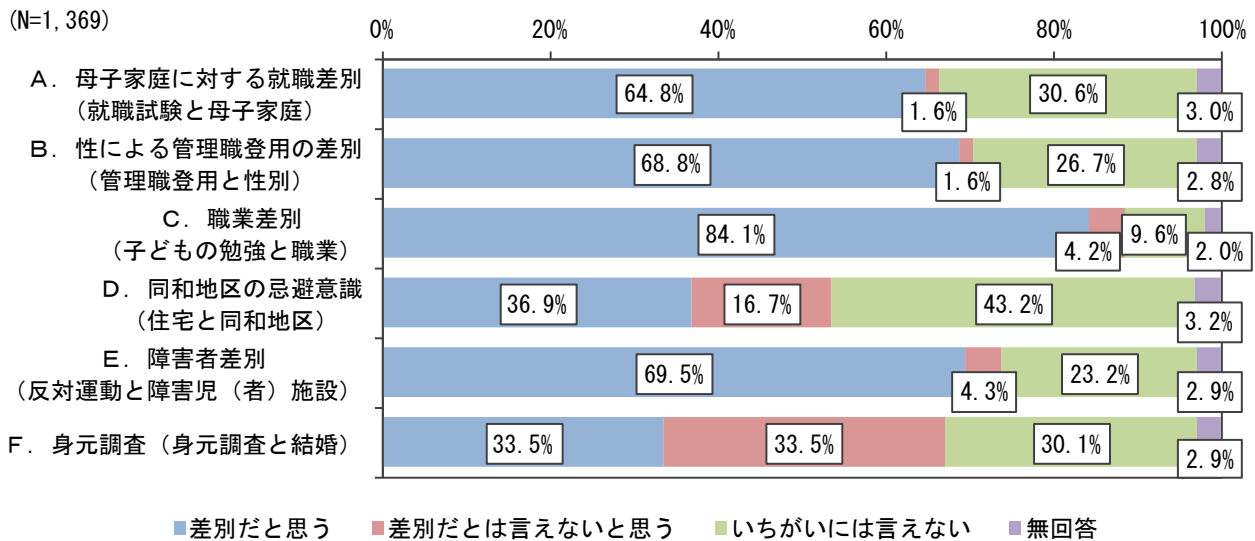
【市内居住年数】

	回答数	構成比
2年未満	118	8.6%
2年以上5年未満	118	8.6%
5年以上10年未満	108	7.9%
10年以上20年未満	233	17.0%
20年以上	715	52.2%
無回答	77	5.6%
合計	1,369	100.0%

1. 市民の差別に対する考え方の変化

- “差別” とはどういうことか、差別についての考え方をたずねました。
- 「差別だと思う」が最も多いのは「C. 職業差別（子どもの勉強と職業）」で、以下、「E. 障害者差別（反対運動と障害児（者）施設）」、「B. 性による管理職登用の差別（管理職登用と性別）」が続いています。
- 逆に、「差別だとは言えないと思う」が最も多いのは「F. 身元調査（身元調査と結婚）」で、次いで「D. 同和地区の忌避意識（住宅と同和地区）」となっています。
- 「いちがいには言えない」が最も多いのは「D. 同和地区の忌避意識（住宅と同和地区）」で、以下、「A. 母子家庭に対する就職差別（就職支援と母子家庭）」、「F. 身元調査と結婚」が続いています。【以上、図表1】
- A～Fの差別についての考え方を全体的にみた場合、「差別だと思う」と「差別だとは言えないと思う」のいずれに近い認識を持っているかをみると、「差別だと思う」傾向は過去3回の調査と比べると最も少なく、差別に対する認識がやや後退しています。また、若年層ほど差別だと認識していない傾向がやや強く表れています。
- 人権教育・啓発活動を通じて、市民に人権問題や差別に対する正しい知識・理解は一定浸透してきていると考えられます。しかしながら、今後ともその取組を効果的・継続的に推進し、誤解や偏見、差別をなくす取組が重要だと言えます。

図表1 差別についての考え方



2. さまざまな人権問題に対する市民の意識

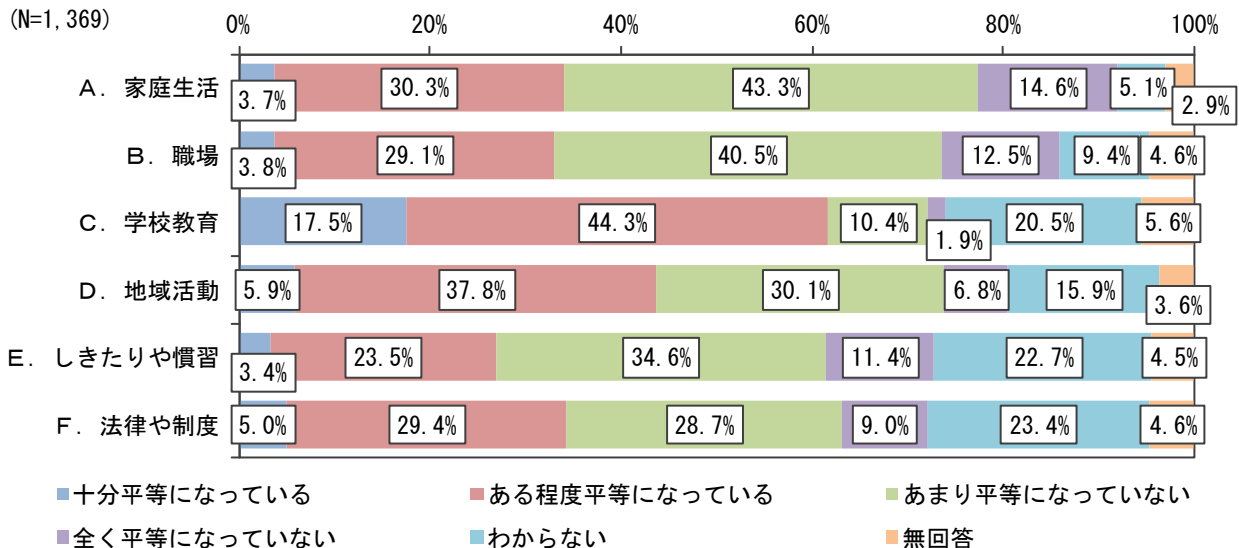
1) 女性の人権について

○生活のさまざまな場面における男女平等に対する評価は、「家庭生活」や「職場」、「しきたりや慣習」、「法律や制度」は、男女間であまり平等になっていない、「学校教育」は、男女である程度平等になっている、「地域活動」は、どちらとも言えないと評価されています。いずれの場面でも女性が男性に比べて不平等感をより強く感じる結果となっています。【図表2】

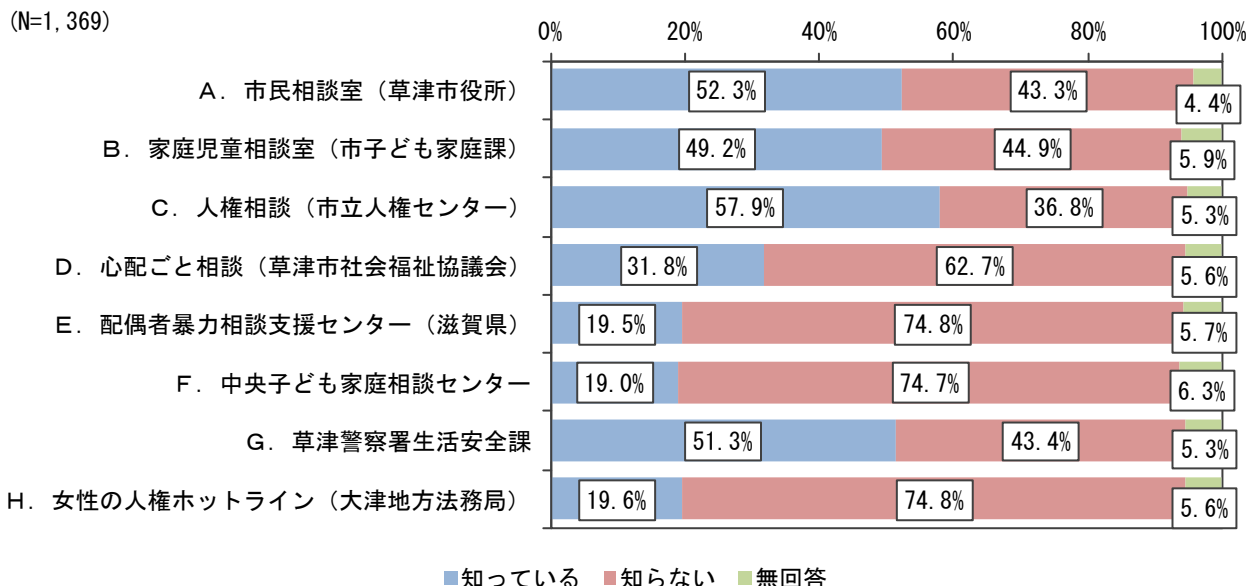
○女性の人権に関する相談窓口の認知率は、「市民相談室（草津市役所）」や「家庭児童相談室（市子ども家庭課）」、「人権相談（市立人権センター）」、「草津警察署生活安全課」は5割前後と高いものの、「配偶者暴力相談支援センター」や「中央子ども家庭相談センター」、「女性の人権ホットライン（大津地方法務局）」は約2割と低く、認知率に大きな差がみられます。【図表3】

○関連法制度の整備や男女共同参画に関する考え方が広く浸透しつつありますが、現実には、依然として女性にとって不利・不平等な状況が、社会のさまざまな場面で残っていることがわかります。また、各種相談窓口の認知率に大きな差がみられることから、必要な相談支援を必要な関係機関・窓口で円滑に受けられるよう、周知・情報提供を強化していく必要があります。

図表2 男女平等に対する評価



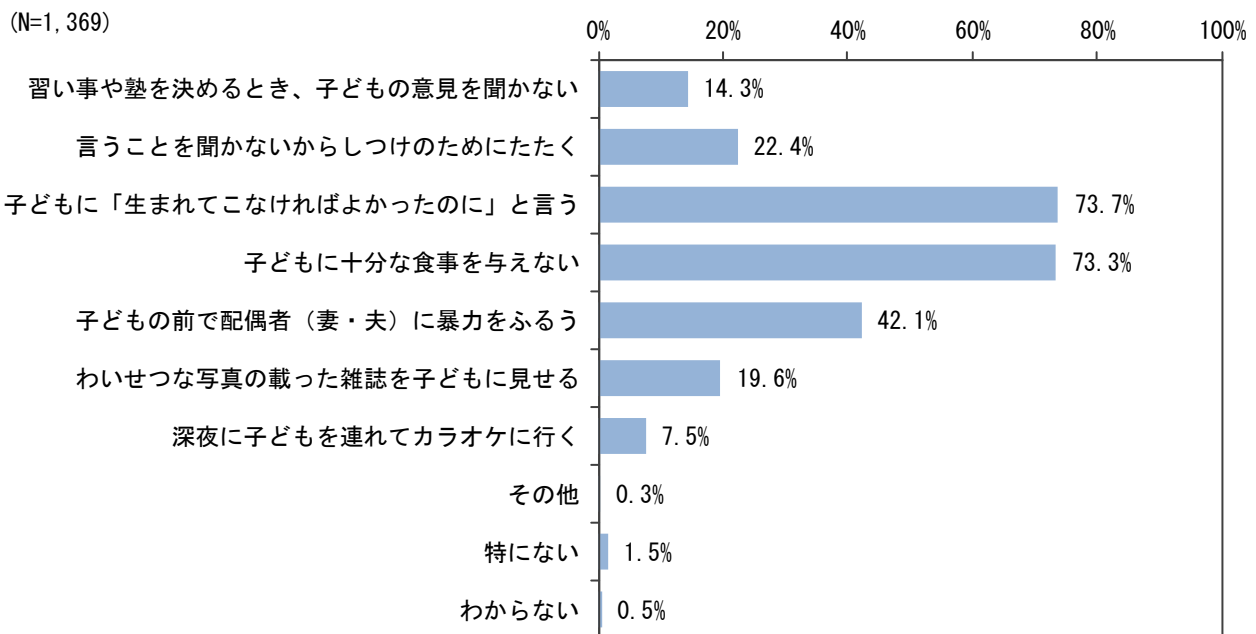
図表3 女性の人権に関する相談窓口の認知状況



2) 子どもの人権について

- 子どもに関して、人権尊重の観点から見て問題があると感じていることは、「子どもに『生まれてこなければよかったのに』と言う」や「子どもに十分な食事を与えない」がともに7割を超えており、虐待に関する事項が突出しています。【図表4】
- 「子どもに『生まれてこなければよかったのに』と言う」は年齢層が低いほど多い傾向がみられ、「言うことを聞かないからしつけのためにたたく」や「わいせつな写真の載った雑誌を子どもに見せる」、「深夜に子どもを連れてカラオケに行く」などは年齢層が高いほど多い傾向がみられます。
- 年齢層によって問題認識に多少の差はみられますが、精神的苦痛や養育放棄等による虐待については厳しい問題意識が示されていると言えます。

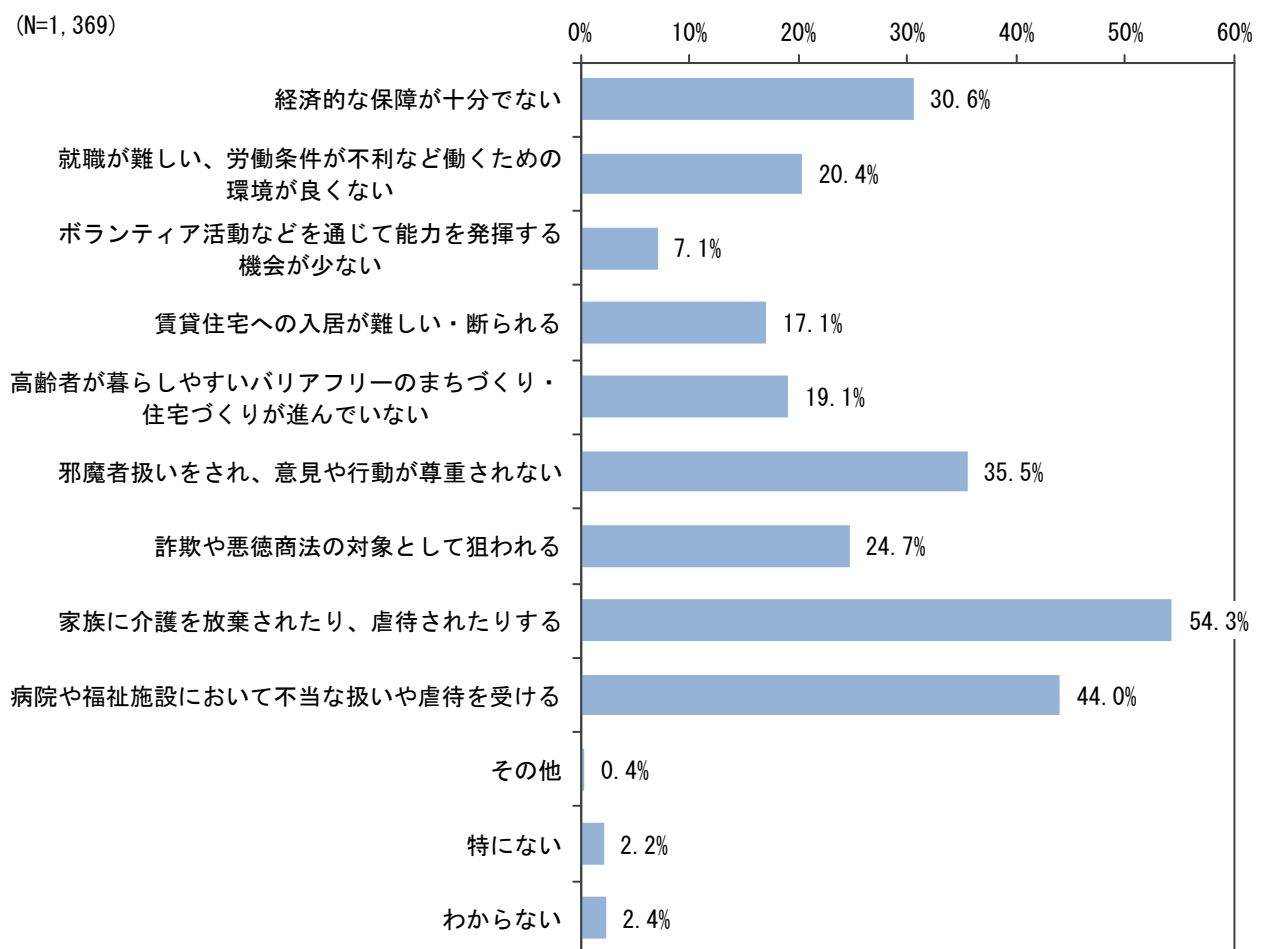
図表4 子どもに関して、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと（3つまでの複数回答）



3) 高齢者の人権について

- 高齢者に関して、人権尊重の観点から見て問題があると感じていることは、「家族に介護を放棄されたり、虐待されたりする」が最も多く、以下、「病院や福祉施設において不当な扱いや虐待を受ける」、「邪魔者扱いをされ、意見や行動が尊重されない」が続いており、虐待や個人の尊厳を無視した言動を問題視する人が多くなっています。【図表5】
- 「家族に介護を放棄されたり、虐待されたりする」や「病院や福祉施設において不当な扱いや虐待を受ける」は40歳代以下が50歳代以上に比べて多くなっています。また、顕著な傾向ではありませんが、「経済的な保障が十分でない」や「高齢者が暮らしやすいバリアフリーのまちづくり・住宅づくりが進んでいない」は、年齢層が高いほど多い傾向がみられます。
- 若年層・中年層ほど高齢者虐待に対する問題意識が強く、高齢層ほど経済的支援やバリアフリーのまちづくりなど高齢期の生活に直結する課題に対する問題意識が強い傾向がみられます。

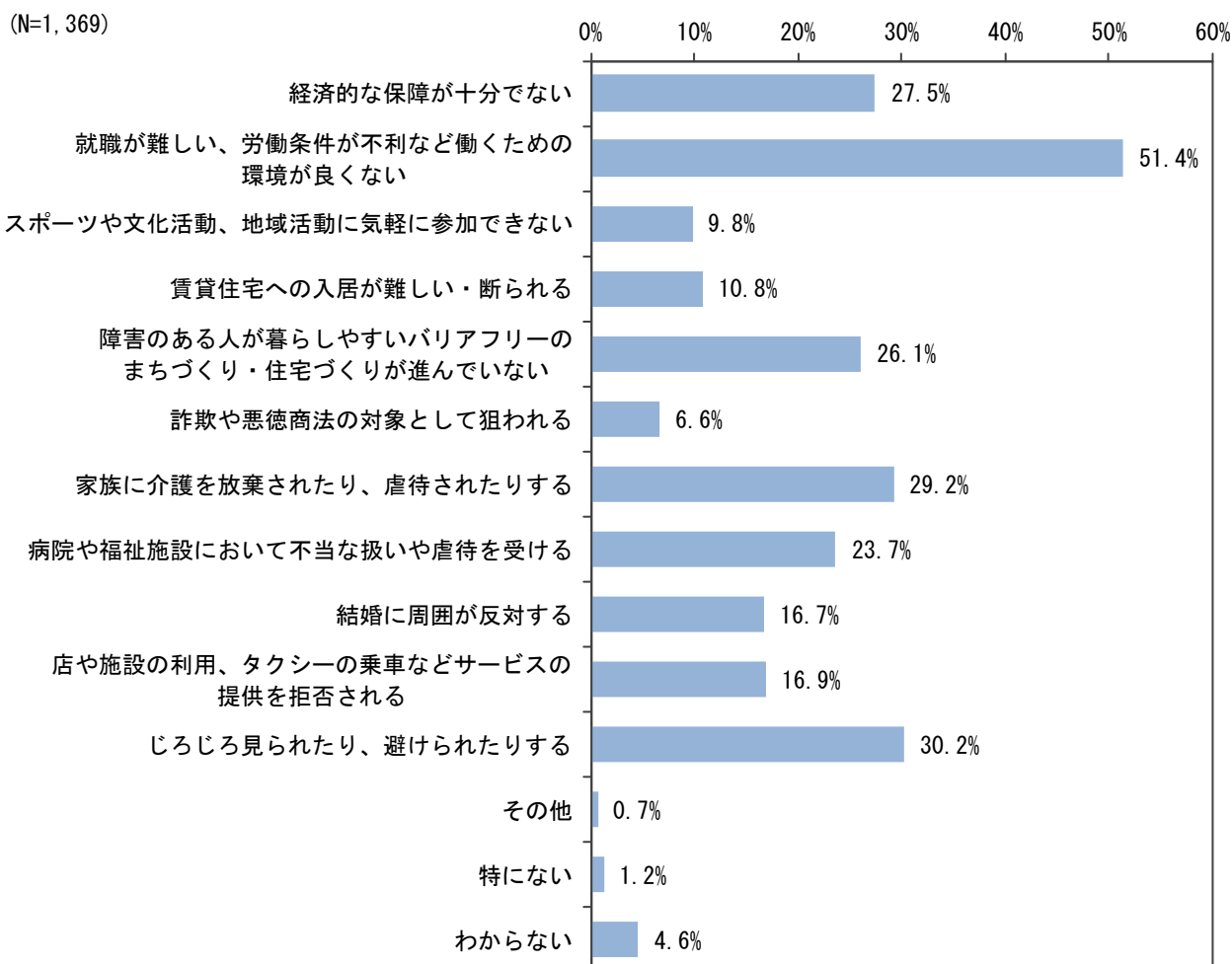
図表5 高齢者に関して、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと（3つまでの複数回答）



4) 障害者の人権について

- 障害者に関して、人権尊重の観点から見て問題があると感じていることは、「就職が難しい、労働条件が不利など働くための環境が良くない」が最も多く、以下、「じろじろ見られたり、逃げられたりする」、「家族に介護を放棄されたり、虐待されたりする」が続いており、障害者に対する理解の不十分さ、それによる社会参加・経済的自立の阻害、虐待に関する事項が多くあげられています。【図表6】
- 「経済的な保障が十分でない」や「詐欺や悪徳商法の対象として狙われる」は、年齢層が高いほど多い傾向がみられ、「店や施設の利用、タクシーの乗車などサービスの提供を拒否される」は、年齢層が低いほど多い傾向がみられます。また、「結婚に周囲が反対する」は、20歳代と30歳代が40歳代以上比べてやや多くなっています。
- 若年層ほど障害者に対する理解が十分でないことに起因する課題に対する問題意識が強く、中年層・高齢層ほど社会参加・経済的自立や権利擁護に関する課題に対する問題意識が強い傾向がみられます。

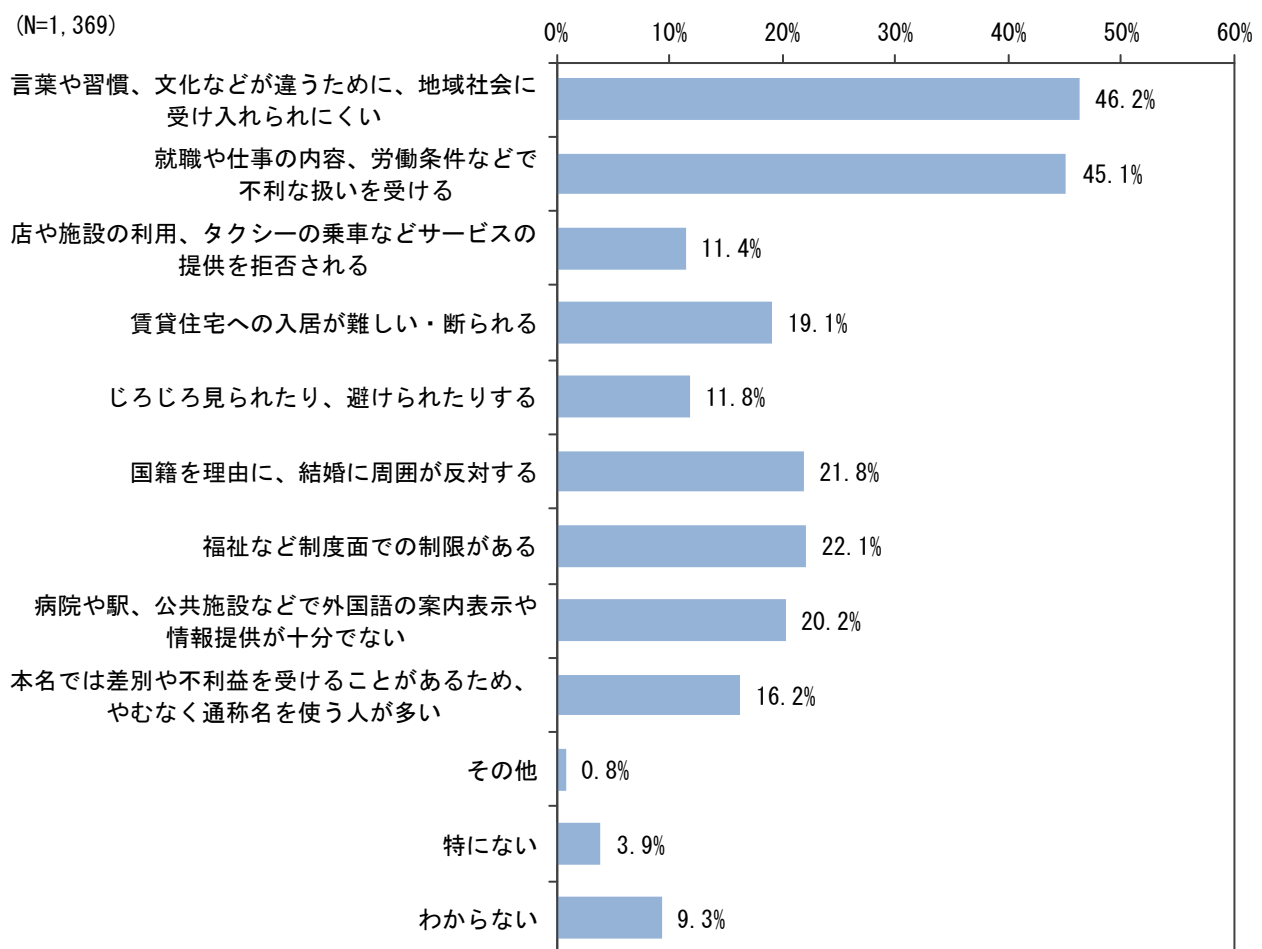
図表6 障害者に関して、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと（3つまでの複数回答）



5) 外国人の人権について

- 外国人に関して、人権尊重の観点から見て問題があると感じていることは、「言葉や習慣、文化などが違うために、地域社会に受け入れられにくい」や「就職や仕事の内容、労働条件などで不利な扱いを受ける」がともに4割を超えており、多文化共生・相互理解、外国人であることを理由とする不当な格差が特に問題だと認識されています。【図表7】
- 「賃貸住宅への入居が難しい・断られる」や「本名では差別や不利益を受けることがあるため、やむなく通称名を使う人が多い」は、年齢層が低いほど多い傾向がみられ、「言葉や習慣、文化などが違うために、地域社会に受け入れられにくい」は年齢層が高いほど多い傾向がみられます。
- 若年層ほど外国人を理由とする差別・不当な扱いの課題に対する問題意識が強く、中年層・高齢層ほど多文化共生・相互理解の課題に対する問題意識が強い傾向がみられます。

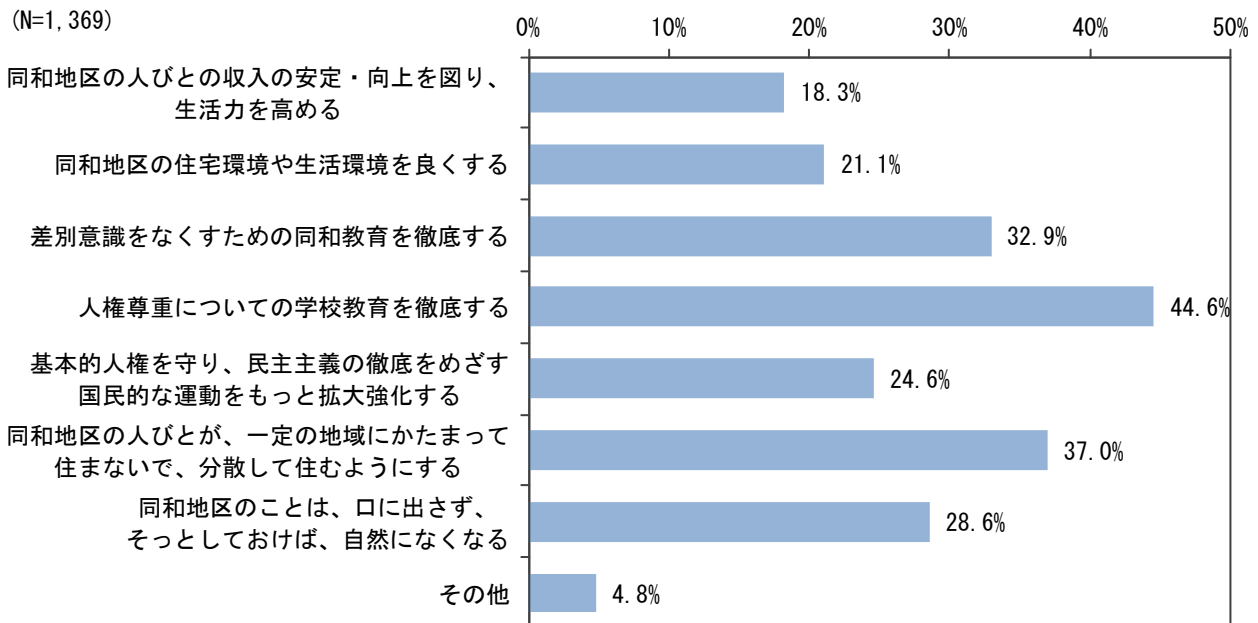
図表7 外国人に関して、人権尊重の観点から見て問題があると思うこと（3つまでの複数回答）



6) 同和問題を解決するために必要と思う対策について

- 同和問題を解決するために必要と思う対策については、「人権尊重についての学校教育を徹底する」が最も多く、以下、「同和地区の人びとが、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする」、「差別意識をなくすための同和教育を徹底する」、「同和地区のことは、口に出さず、そっとしておけば、自然になくなる」と続いています。【図表 8】
- 「人権尊重についての学校教育を徹底する」や「差別意識をなくすための同和教育を徹底する」は、過去3回の調査を通じて毎回増加しています。他方、「同和地区の人びとが、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする」や「同和地区のことは、口に出さず、そっとしておけば、自然になくなる」も多く、過去3回の調査を通じて毎回減少してきましたが、今回は増加に転じており、「同和地区の人びとが、一定の地域にかたまって住まないで、分散して住むようにする」は、若年層や居住年数が短い人ほど多い傾向がみられます。
- 教育・啓発による正しい知識・理解の普及が重要視されている反面、部落分散論・自然解消論も比較的多いのが特徴と言え、誤った知識・理解をなくしていくための教育・啓発が引き続き重要であることが裏付けられていると言えます。

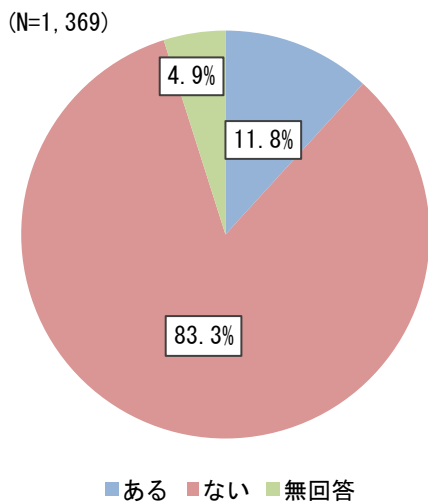
図表 8 同和問題を解決するために必要と思う対策（3つまでの複数回答）



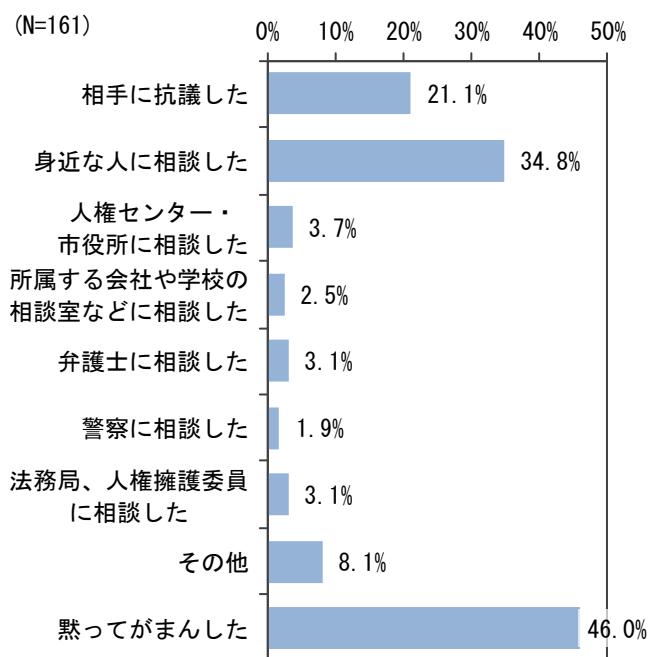
3. 市民が経験した人権侵害の実態

- 市民がこの5年以内に経験した人権侵害の状況をたずねました。
- 5年以内に人権侵害を経験したことがある人は11.8%で、女性が男性に比べて多く、年齢層が低いほど多い傾向がみられます。【図表9】
- 最も印象に残っている人権侵害を経験した場面として「職場」が最も多く、「地域社会や公共の場」、「家庭」、「学校」、「行政手続きや行政の対応」が続いています。【図表10】
- 人権侵害を経験したときにとった対応は「黙ってがまんした」が最も多く、「身近な人に相談した」や「相手に抗議した」も比較的多くみられます。【図表11】
- 「5年以内」と期間を設けず、満20歳未満の人も視野に入れると、今回の調査結果以上に人権侵害を経験している人がいるはずです。それだけに、人権侵害とは、誰もが被害者、あるいは加害者になることがあり得る身近な問題だと言えます。市民一人ひとりが、人権問題全般に対して正しい知識・理解を深めていくことが重要です。
- また、人権侵害を経験したときに適切な相談・支援に結びつかず、結果として、泣き寝入りや問題解決に至っていないケースも多いとみられることから、相談支援機関・窓口の周知とともに、迅速かつ円滑な問題解決態勢の充実・強化を図る必要があると言えます。

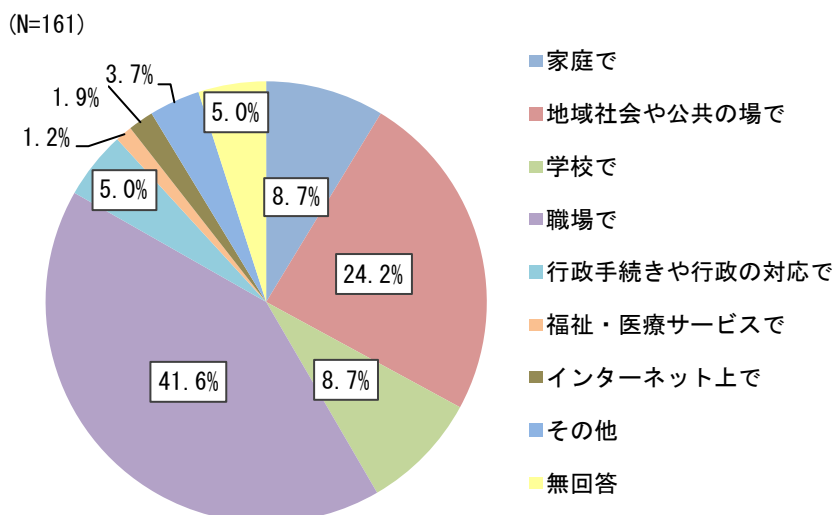
図表9 5年以内に人権侵害を受けた経験の有無



図表11 人権侵害を受けたときにとった対応（複数回答）



図表10 最も印象に残っている人権侵害を受けた場面



4. 市民の人権問題に対する関心と学習姿勢

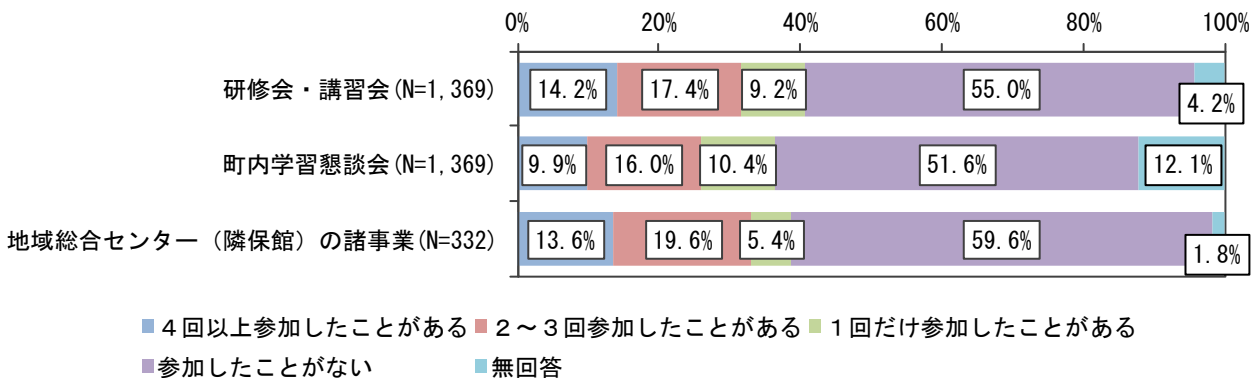
1) 啓発活動への参加、学習資料等の閲読状況について

- 研修会・講演会等の啓発活動の参加状況、学習資料等の閲読状況をたずねました。
- 「研修会・講演会」・「町内学習懇談会」・「地域総合センター（隣保館）の諸事業」での啓発活動への参加状況は、いずれも5割以上が参加したことがありません。「研修会・講演会」と「町内学習懇談会」の2つの不参加の理由には、「開かれているのを知らなかったから」や「参加しても差別は変わらないと思ったから」、「仕事の都合で参加できなかったから」が多くあげられており、「開かれているのを知らなかったから」は居住年数が短いほど多い傾向がみられます。

【図表12】

- 人権センター発行の学習資料等の閲読状況は、「広報『くさつ』の『差別のない明るいまちに』」は時々読んでいる人も含めて6割の閲読率ですが、このほかの学習資料等は「読んだことがない」が半数以上を占めています。また、いずれの学習資料等も年齢層が低いほど「読んだことがない」が多い傾向にあります。【図表13】
- 市民が研修会等に関心を持ち、参加率を向上させるためには、研修会等の周知、研修会等の意義、開催方法等の工夫・改善が必要だと言えます。また、学習資料等の閲読率の向上についても、学習資料の周知、配布方法等の工夫・改善が必要だと言えます。

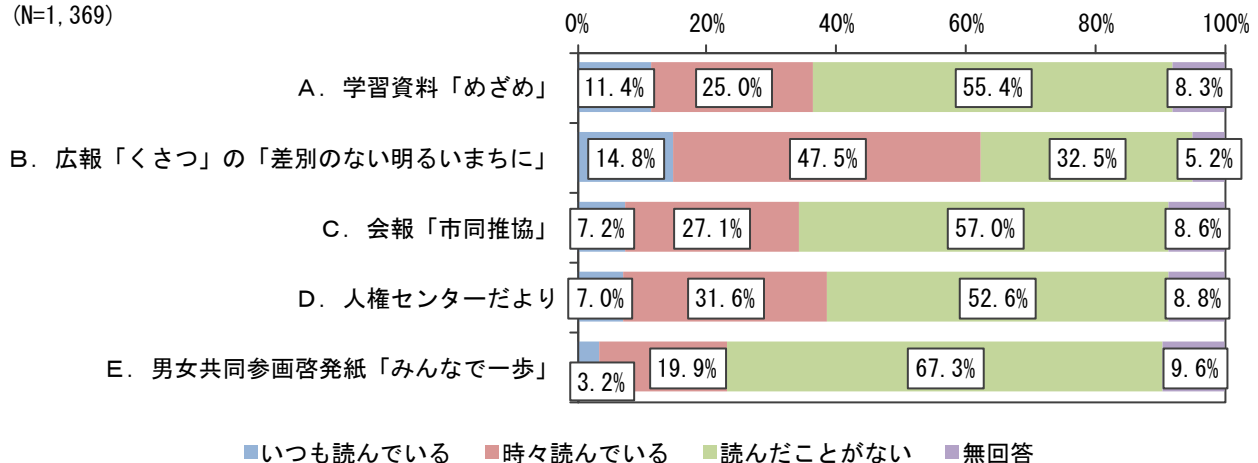
図表12 研修会・講習会等の啓発活動の参加状況



※「地域総合センター（隣保館）の諸事業」は、地域総合センター（隣保館）を「知っている」と回答した人を集計対象としています。

図表13 人権センターが発行する学習資料等の閲読状況

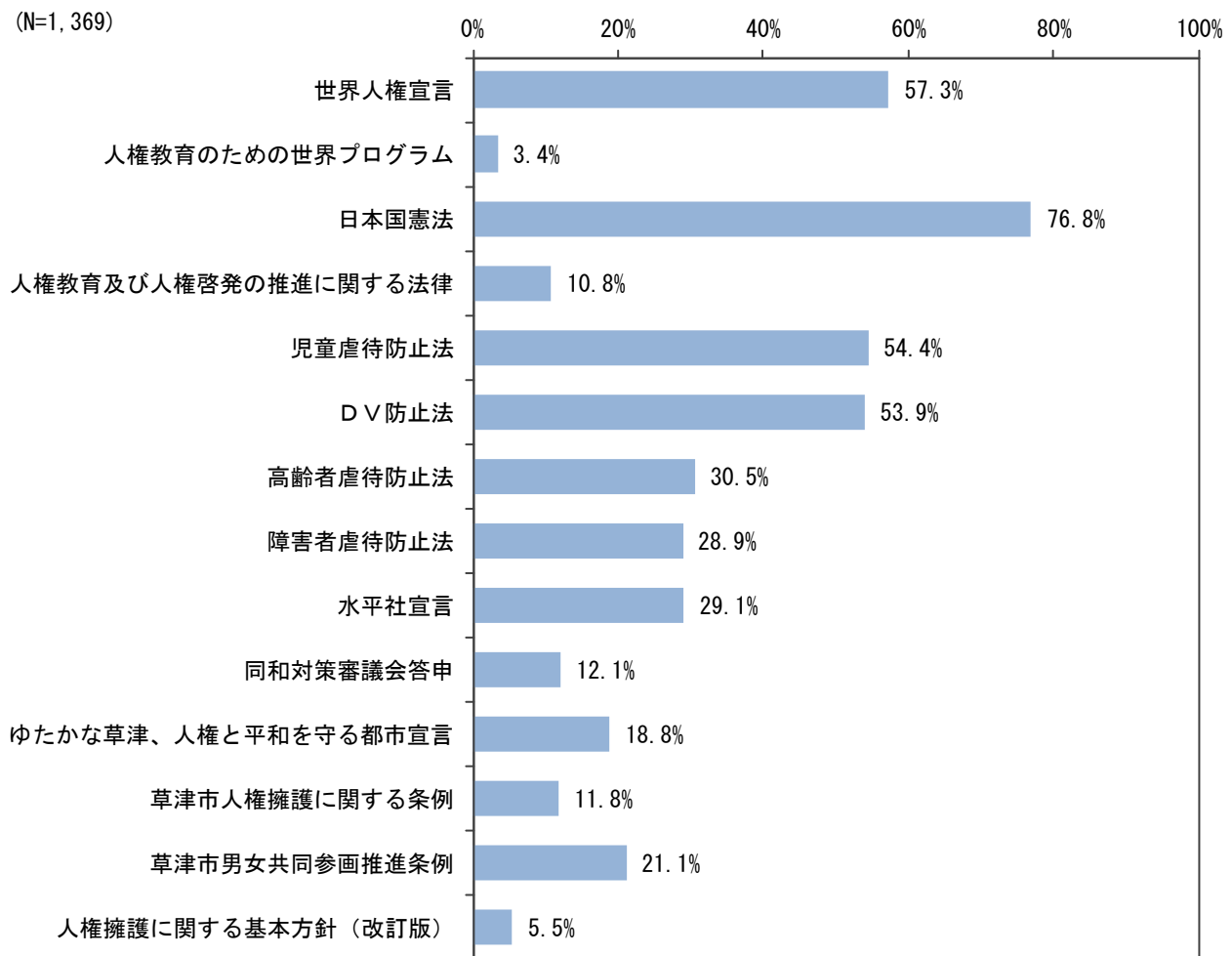
(N=1,369)



2) 人権に関する宣言や法律、条例等の認知状況について

- 人権に関する宣言や法律、条例等の認知状況は、「日本国憲法」が最も多く、以下、「世界人権宣言」、「児童虐待防止法」、「DV防止法」、「水平社宣言」、「高齢者虐待防止法」が続いています。他方、「ゆたかな草津、人権と平和を守る都市宣言」や「草津市人権擁護に関する条例」、「草津市男女共同参画推進条例」、「人権擁護に関する基本方針（改訂版）」といった本市の条例等の認知率は、いずれも法律等の認知率に比べても低くなっています。【図表14】
- 人権センターが発行する学習資料等の閲読状況からみた認知率は、いずれの学習資料についても閲読頻度が高い人ほど法律等の認知率が高い傾向にあり、学習資料・啓発媒体の閲読が認知率の向上に寄与していることが伺い知れます。

図表14 人権に関する宣言や法律、条例等の認知状況（複数回答）

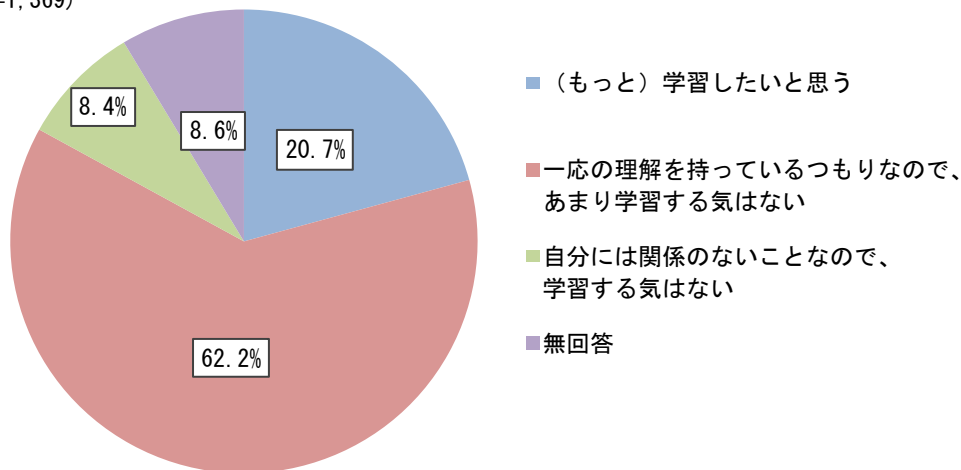


3) 自身の人権問題に関する学習のあり方・姿勢について

- 市民自身の人権問題に関する学習のあり方・姿勢としては、「(もっと) 学習したいと思う」という積極的な学習姿勢の人が約2割、「一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」と「自分には関係のないことなので、学習する気はない」を合わせた消極的な学習姿勢の人が約7割となっており、積極的な学習姿勢の人が少ない傾向にあります。【図表15】
- 過去3回の調査を通じみると、「(もっと) 学習したい」は毎回増加してきましたが、今回は前回に比べて10ポイント近く減少し、最も少なくなっていることから、積極的な学習姿勢の人の減少が顕著だと言えます。また、年齢層が高いほど「(もっと) 学習したいと思う」が少なく、「一応の理解を持っているつもりなので、あまり学習する気はない」が多い傾向にあることから、自己認識としては、高齢層ほど人権問題への理解が深いと思っている人が多いと言えます。
- 市民一人ひとりが人権に関する正しい知識と理解を持ち、明るく住みよいまちづくりを進めていく基盤となるよう、人権教育・啓発活動を効果的・継続的に推進していくとともに、市民が関心を持ち、積極的に学習できる環境づくりに取り組むことも課題だと言えます。

図表15 自身の人権問題に関する学習のあり方・姿勢

(N=1,369)



平成25年度「人権・同和問題」に関する市民意識調査報告書 概要版（平成26年3月）

発行 草津市／編集 草津市立人権センター人権教育グループ

〒525-0027 滋賀県草津市野村三丁目1番18号／電話 077-563-1765